

陳 情 文 書 表

差し替え分

8 陳情第 / 号

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する
 早期の実態把握と再発防止を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和8年2月16日
 (西暦2026年)

陳情代表者	住 所	大田区東蒲田	
	氏 名	村上 誠	印 他1人
	連 絡 先	(

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東久留米市滝山	
	氏 名	木村光宏	
	連 絡 先	(

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 16 日 14:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山下	山崎	齋藤	高橋	西村	伏見	齋藤

令和8年2月16日

小金井市議会議長
斎藤康夫 様

〒144-0031 東京都大田区東蒲田 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
パワハラから職員を守る東京都民の会
代表 村上 誠 [REDACTED]

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情書

<陳情理由>

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

私たちパワハラから職員を守る都民の会が提出した陳情・請願においては、4区5市の9自治体で採択され、港区・新宿区・目黒区・足立区で実施された職員アンケートにより、職員が受けていた勧誘実態と職員の訴えが具体的に示されました。

港区の調査では、勧誘をうけた管理職が91.0%、そのうち心理的圧力を感じた管理職が78.7%にもなりました。職員からは「購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了承という圧力を感じる」等の訴えがありました（令和6年11月）

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした（令和7年3月、詳細は別添「討議資料」参照）。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎における政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 2 号

市役所の部長職、課長職の管理職手当の大幅引き上げに反対する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
(西暦 2026)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 印 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係

山浦

岩

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日			9-50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 齋藤 康夫 様

2026(令和8)年2月17日
東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

市役所の部長職、課長職の管理職手当の 大幅引き上げに反対する陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、2月16日から始まった令和8年第1回定例会に白井市長が提出した議案第18号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」(資料7)によれば、白井市長は、①部長職の管理職手当を現行の月額10万3000円から12万2900円へと一気に1万9900円の大幅引き上げ、②課長職の管理職手当を現行の月額7万6000円から8万4800円へと一気に8800円の大幅引き上げ、を行う予定とのことです。そのために要する財源は、年間917万2000円にもなります。

令和8年第1回定例会には、白井市長から、「国保税の引き上げ」「下水道料金の引き上げ」「公民館の有料化」など市民負担増の議案が集中的に提出されています。また、昨年は市民の強い反対を押し切り、非常に大切な複数の市民施設が財政上の理由で廃止決定されたことも記憶に新しいところです。

そのような中、また市民が物価高騰に苦しむ中、市役所の管理職の手当を大幅に引き上げることは、まさに「税金の山分け」であり、市民の理解は到底得られません。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

市役所の部長職と課長職の管理職手当の大幅引き上げは行わず、そのことによって生み出した財源は、喫緊の課題である重要施策の財源、物価高騰対策など市民サービスの充実のために活用してください。

以上

陳 情 文 書 表

8 陳情第 3 号

市役所職員 OB(再任用職員)のボーナスの大幅引き上げに反対する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
(西暦 2026)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 印 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日			9:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 斎藤 康夫 様

2026(令和8)年2月17日
東京都小金井市東町
市民団体「こがねい情報公開市民会議」
事務局長 高木 章成

市役所職員 OB(再任用職員)の ボーナスの大幅引き上げに反対する陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。
憲法第 16 条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、2月16日から始まった令和8年第1回定例会に白井市長が提出した議案第18号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」によれば、白井市長は、市役所を退職した職員 OB(再任用職員)のボーナス支給率を、現行の年 2.6 か月分から年 4.9 か月分へと大幅に引き上げる予定とのことです。

令和8年第1回定例会には、白井市長から、「国保税の引き上げ」「下水道料金の引き上げ」「公民館の有料化」など市民負担増の議案が集中的に提出されています。また、昨年は市民の強い反対を押し切り、非常に大切な複数の市民施設が財政上の理由で廃止決定されたことも記憶に新しいところです。

そのような中、また市民が物価高騰に苦しむ中、市役所職員 OB(再任用職員)のボーナスを大幅に引き上げることは、まさに「税金の山分け」であり、市民の理解は到底得られません。

よって、以下の事項について陳情申し上げます。

市役所職員 OB(再任用職員)のボーナスの大幅引き上げは行わず、そのことによって生み出した財源は、喫緊の課題である重要施策の財源、物価高騰対策など市民サービスの充実のために活用してください。

以上

令和8年2月17日

小金井市議会議長 斎藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その5 新庁舎・新福祉会館建設事業の合理的見直しを求める陳情書

本陳情は特定案の採否を結論づけるものではなく、議会が判断可能となる比較資料と文書回答を整備することを求めるものです。

陳情趣旨

本事業は実施設計完了後に入札を実施したが2回不調となった段階にあります。今後は経緯の正当化ではなく、要件設定・リスク配分・工期・変更管理等の発注条件も含め是正点を特定し、再発防止策を示すことが必要です。現計画案と見直し案を同一基準で比較検証し、検討過程と根拠を公開して住民福祉の最大化と信頼回復を図ることを求めます。

陳情事項

市議会として、市に対し次を求めてください。

1. 現計画案と見直し案を、費用・工期・機能・災害対応・将来拡張性等の同一基準で比較検証するため、検討体制（会議体・評価手順・スケジュール）を速やかに整備すること。
2. 比較検証の資料、議論の経過、判断理由を市民に分かる形で公開し、説明責任を徹底すること。
3. 建設予定地において桜の咲くころに、陳情者と市長が討論会を開催すること。
4. 民意の意向を把握するため、市長自身が住民投票を実施すること。

5. 上記について期限と成果物を明確化すること

陳情本文

見直し案の検討は、これまでの議会決議の到達点を否定するものではなく、状況変化に応じてより良い選択を追求する民主主義の健全な更新です。議会決議は当時の情報と判断に基づくものであり、その後に明らかになった新事実によって、前提条件が大きく変化することは現実に起こり得ます。

実際、新庁舎事業をめぐっては入札不調が重なり、建設費の上振れや事業の実現困難性が顕在化しました。報道でも、市が新年度予算案に新庁舎関係費用を盛り込まず、年度内の入札を断念し「建設市場の動向を注視しながら早期建設を目指す」とする一方、資材費・労務費の高騰などを背景に、当初想定より工事費が増額された経緯や、応札が得られなかった状況が伝えられています。また、市場環境が好転すれば補正予算で対応する可能性にも触れられています。こうした事実は、過去の決議時点とは環境が異なり、合理的な見直し・比較検討が必要な局面に入っていることを示しています。

加えて、行政自らが「機能的に足りないところはない」と認めたとされる見直し案という具体的な代替案が提示されている以上、過去の決議に固執して検討を拒むことは、市民にとって最適な解を探す機会を狭め、結果として「住民の福祉」を最大化するという地方自治の本旨にも反します。市民案を俎上に載せることは、過去の意思決定を否定するのではなく、新たな事実に基づき、より高次の公共利益へ更新するための手続きにほかなりません。

一方で、市長は12月委員会で「私なりに考えを示していきたいが、鶴の一声で決まるものではない」と発言されています。しかし、この問題が大きく長期化し、かつ次の市長選挙が視野に入る時期であるほど、判断が「政治的に不安定な要素」を避ける方向へ傾き、見直し案の検討を先送りする誘因が働くことは否定できません。とりわけ、過去の政策判断の揺れが市民の厳しい批判や政治的な緊張を招いた経緯がある場合、再び批判に晒されることを恐れて、合理的な選択肢比較が遅れる構図が生まれがちです。

しかし、入札不調や建設費上昇という、まさに市民の税金と直結する喫緊の課題を前にして、行政が「機能面で成立し得る」とする見直し案の検討すら避け続けることは、市民の期待を損ない、行政・議会への信頼をさらに低下させます。さらに、2024年4月・5月の住民投票を求める直接請求署名をめぐり、市長が反対意見を表明し、議会が否決し

たことは、住民が意思を示す制度的ルートが十分に尊重されていないとの受け止めを広げ、結果として不信を深めた面があると言わざるを得ません。

したがって、市長と議会には、選挙を意識した「政治的都合」や、建築設計の知見に不慣れゆえの過度な「恐れ」によって検討させないのではなく、市民の専門的知見と継続的な取り組みを信頼し、開かれた形で現設計案と見直し案を並べて比較・検証し、「国民市民最適」の解を導く責任があります。「鶴の一声で決まるものではない」との言葉は、判断の回避、逃避ではなく、合意形成を前に進めるリーダーシップへ転換されるべきです。ここで検討に踏み出すことができれば、小金井市の新庁舎は、市民が心から誇れ、未来を拓く建物へ始動することとなります。

(根拠法：地方自治法 第1条、第2条第1項・第2項、第13条、第74条第1項)

陳 情 文 書 表

8 陳情第 5号

その6 論点を整理し、重要課題に絞り込んだ「同一条件比較
(現行案・見直し案)」資料の整備と文書回答を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
(西暦 2026年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印 ほか 人</div> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日 15:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係



令和8年2月17日

小金井市議会議長 齋藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その6 論点を整理し、重要課題に絞り込んだ「同一条件比較 (現行案・見直し案)」資料の整備と文書回答を求める陳情書

本陳情は特定案の採否を結論づけるものではなく、議会が判断可能となる比較資料と文書回答を整備することを求めるものです。

陳情趣旨

公共建築の意思決定は、結論を先に置くのではなく、論点（課題）を整理し、重要な課題に絞り込み、同じ条件で比較することが基本です。本事業は災害時の機能継続、子ども・高齢者・障がい者を含む利用者の安全、財政負担に直結します。見直し案は設計競技で選定された案ではありませんが、基本設計後のパブリックコメントという制度化された意見提出の場で、比較可能な情報として整理され得る提案です。議会が比較資料を整えることは過去の手続を否定するものではなく、説明責任を完成させ、将来の監査に耐える判断へ成熟させる行為です。よって下記を陳情します。

陳情事項

市議会として、市に対し次を求めてください。

1. 現行案と見直し案について、「重要課題」に絞った同一条件比較表を作成し、議会へ提出し、公表すること。
2. 重要課題は次の3群に絞り、各項目に根拠（図面・数値・前提条件）を付すこと。

- (1) 敷地内安全性：歩車分離、ひろばと駐車場の関係、事故リスク
- (2) 災害（浸水・地震）：敷地・建物の浸水成立性、構造方式の統一と公平性（心理的安全性を含む）
- (3) 規模：床面積、必要諸室の同等性、将来運用の柔軟性

2. 比較表は少なくとも次の項目を含むこと（主要数値は本文に明記し、詳細は別紙で可）。

- ・床面積：現行案 約 17,130m²／見直し案 約 14,300m² 程度 （執務スペース、会議室、集会室等は同等とする整理）
- ・駐車：現行案 109 台（うち 23 台は臨時駐車場）／見直し案概ね 124 台
- ・駐輪：概ね 451 台（両案）
- ・構造：現行案（庁舎免震／福社会館耐震）／見直し案（庁舎・福社会館とも免震）
- ・浸水：現行案（最大雨量時、建物以外の敷地の大半が浸水する想定）／見直し案（最大雨量時でも敷地全体が浸水しない設計条件）
- ・広場：現行案（敷地北西角に地上ひろば 928m²）見直し案（敷地南側に概ね 3,000m²）
- ・敷地内安全性：現行案（ひろばと駐車場が隣接）見直し案（ひろばと駐車場が隣接しない）
- ・議場スペース：現行案（固定式でレイアウト変更困難）見直し案（可動式等で自由度確保）

3. 陳情の取扱いを「聴取のみ」で終えず、市からの文書回答（採否・理由・代替策）を議会として求めること。

補足（条例案との整合）

私は住民投票条例案において、設計を現行案とするか見直し案とするかの市民意思を明らかにし、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的に掲げています（第 1 条）。投票に際しては比較表等を同封して情報提供する枠組みも置いています（第 9 条）。したがって、同一条件比較資料の整備は制度的にも整合する前提作業です。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 6 号

その7 豪雨リスクの不確実性を踏まえた浸水対策の
「前提条件・成立性・限界」の同一条件比較を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
(西暦 2026年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印 ほか 人</div> (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日 15:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 事 係 屋 取

令和8年2月17日

小金井市議会議長 齋藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

その7 豪雨リスクの不確実性を踏まえた浸水対策の
「前提条件・成立性・限界」の同一条件比較を求める陳情書

本陳情は特定案の採否を結論づけるものではなく、議会が判断可能となる比較資料と文書回答を整備することを求めるものです。

陳情趣旨

近年の局地的大雨は強度・頻度の変化が指摘され、想定 of 置き方が公共施設の安全性と復旧性を左右します。浸水対策は「対策を講じる」という一般論では比較できず、どの想定（前提条件）で、敷地と建物が浸水しない／機能を失わないと判断できるのかを明示して初めて検証可能になります。現行案と見直し案は、敷地の浸水成立性、地下の有無、止水運用への依存度などが異なります。前提条件が将来更新され得ることも踏まえ、成立性と限界（上振れ耐性）まで含めて比較できる資料を求め、下記を陳情します。

陳情事項 市議会として、市に対し次を求めてください。

1. 現行案・見直し案それぞれについて、浸水対策の評価を次の同一フォーマットで示し、議会へ提出し、公表すること。
 - (1) 参照する浸水想定資料（例：東京都改定浸水予想区域図等）
 - (2) 想定降雨（例：最大降雨量 153mm/時等）と、その根拠
 - (3) 敷地地盤・1階床レベル・重要諸室配置と「浸水しない」成立条件

(4) 雨水流出抑制（条例に基づく貯留等）の前提と維持管理条件

2. 現行案について、最大雨量時の敷地浸水想定（建物以外の敷地の大半が浸水する想定）と、その場合の機能継続・復旧性への影響評価を明示すること。
3. 前提条件（想定）が更新された場合に、浸水安全性がどの程度変動するか（上振れ耐性・限界点）を簡潔に示すこと。

結び

浸水対策は、将来の行政機能停止や復旧費用という“見えない負債”を左右します。前提条件と成立性・限界を明示した同一条件比較により、議会が責任を持てる判断となることを求めます。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 7 号

その 8. 公共建築の公平性 ~~(心理的安全性を含む)~~ 確保のため、
構造方式の選択理由の明確化と「免震統一」を含む

同一条件比較資料の提出を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
(西暦 2026年)

陳情代表者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり 印 [REDACTED] ほか (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市梶野町 [REDACTED]
	氏 名	住田 たつのり
	連 絡 先	([REDACTED])

(宛先) 小金井市議会議長

議 事 係
歴 承

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日 15:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山	山	松	高	西	伏	齋

令和8年2月17日

小金井市議会議員 斎藤康夫 様

氏名 住田たつり

住所 小金井市梶野町

連絡先

③その8 公共建築の公平性 (~~心理的安全性を含む~~) 確保のため、
構造方式の選択理由の明確化と「免震統一」を含む
同一条件比較資料の提出を求める陳情書

本陳情は特定案の採否を結論づけるものではなく、議会が判断可能となる比較資料と文書回答を整備することを求めるものです。

陳情趣旨

公共建築が守るべきものは、基準適合の形式だけでなく、そこにいる市民の安全と尊厳です。とりわけ福祉機能は、利用者の属性上、地震時の揺れ・恐怖・避難のしやすさが深刻な影響となり得ます。現行案では庁舎は免震、福祉会館は耐震とされ、同じ敷地で運用されながら揺れ方の差が利用者の体験差（心理的安全性の差）となり得ます。見直し案では庁舎・福祉会館とも免震として構造方式を統一する整理が示されています。よって、現行案と見直し案を同一条件で比較可能な資料として議会へ提出することを陳情します。

陳情事項

市議会として、市に対し次を求めてください。

1. 現行案の構造方式（庁舎免震／福祉会館耐震）の採用理由を、次を含む資料として議会へ提出し、公表すること。

- (1) 想定地震動の前提
 - (2) 応答（揺れ方）の考え方（庁舎と福祉会館の各階ごとの差を波形等で揺れ方の違い）。
 - (3) 新福祉会館利用者等への影響評価（心理的安全性、避難困難性を含む）の考え方。
2. 上記を文書で提出すること。

結び

「同じ基準を満たす」と、「だれもが同じように守られる」ことは一致しない場合があります。公共建築としての公平性を、比較可能な根拠資料として示すことを求めます。

陳 情 文 書 表

8 陳情第 8 号

.....
 現メガロス東小金井学童クラブ運営事業者への補助金交付の停止等

 及び同事業者における事業の停止命令等を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 8 年 2 月 17 日
 (西暦2026年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	渡 邊 大 貴 印 ほか 〇 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長 様

議 事 係

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 8 年 2 月 17 日					16-33
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
Ⓢ	山浦	藤原	高橋	西村	伏見	斎藤	

Ⓢ

令和8年2月17日
(西暦2026年)

(宛先) 小金井市議会議員 様
藤原 康夫

氏名 渡邊 大貴
住所 小金井東町
連絡先

現メガロス東小金井学童クラブ運営事業者への補助金交付の停止等及び

同事業者における事業の停止命令等を求める陳情書

1 陳情要旨

現メガロス東小金井学童クラブ運営事業者(以下「現事業者」という。)が起こした、直近3件のプール事故を踏まえ、以下を陳情する。

- (1) 市長は、令和7年度までに現事業者へ交付済みである、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付決定を取消し、返還命令を行うこと。
- (2) 市長は、令和8年度以降に現事業者へ予定している補助金の交付を停止する、又は、交付決定を取消すこと(既に令和8年度分の補助金を交付している場合は、返還命令を行うこと)。
- (3) 市長は、現事業者に対して、メガロス東小金井学童クラブ運営事業(以下「事業」という。)を停止する命令を行うこと。ただし、学童クラブ運営をより適切に実施できると市が認める別事業者に対して補助金の交付を決定し、適切に事業を引継ぐことができる期間を市が定めたいうえて、その期間については責任をもって事業を継続することを条件とすること。
- (4) 市長は、子どもの心情に十分配慮し、かつ、子どもへの影響を最小限に抑えることができる職員体制(現事業所で雇用している指導員の中で、子どもや保護者から信頼されている者との雇用契約を締結するなど)や開始時期等を条件としたうえて、別事業者に対して補助金の交付を決定すること。
- (5) 上記(3)及び(4)を実施しない場合、市長は、小金井市立東小学校及び第三小学校の児童を対象とした、現事業者以外が運営する民設民営学童が今後3年間を目安に新設されるよう、小金井市立くりのみ保育園用地の活用を含めた検討や、事業者への働きかけに尽力すること。なお、新設される民設民営学童への入所については、令和7年4月1日から死亡事故が発生した同年7月28日までに、メガロス東小金井学童クラブ(以下、「学童クラブ」という。)に在籍していた児童及びその兄弟を優先的に入所させること。

2 陳情理由

(1) 上記「1 陳情要旨 (1)」

ア 理由1

令和7年12月22日付けで松田綜合法律事務所が作成した「検証報告書(公表版)」の記載内容を踏まえると、現事業者は、「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「条例」という。)」の次の3点について、令和6年4月1日時点及び令和7年4月1日時点のいずれにおいても違反しており、条例が定める基準を満たしていたとは

言い難い。

- (ア) 条例第6条の2第1項で定める「安全計画の策定」
- (イ) 条例第6条の2第2項で定める「安全計画の職員への周知、研修及び訓練」
- (ウ) 条例第6条の2第3項に定める「安全計画に基づく取組の内容等の保護者への周知」

※現在策定されている令和6年度及び令和7年度の安全計画は、ともに令和7年7月28日に発生した死亡事故の後に作成されたものである。

よって、現事業者が行っていた事業は、「小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）」第3条に規定する補助対象事業とは言い難く、交付要綱第13条第1号又は第3号に該当すると考えられるため。

イ 理由2

現事業者は、児童福祉法（以下「法」という。）第34条の8の2第1項の「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない」に基づき定められた条例に違反しており、故に、法第3項に定める、「放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない」に違反している。

よって、現事業者は、法に基づく放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）を行っていたとは言い難く、交付要綱第1条に定められた「法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する場合の運営に要する経費の一部を補助すること」という目的に照らし合わせても、交付要綱第2条で「市が適当と認め」とする事業者には該当しないと考えられるため。

(2) 上記「1 陳情要旨 (2)」

上記のとおり、現事業者は、交付要綱第2条で「市が適当と認め」とする事業者には該当しないと考えられることから、令和8年度以降も補助対象者には該当しないと考えられるため。

なお、既に令和8年度分の補助金を交付している場合は、交付要綱第13条第5号に基づく交付決定の取消しとし、交付要綱第2条で「市が適当と認め」とする事業者には該当しない旨を記載した交付決定を取消す通知書を送付のうえ、返還命令を行う必要があると考える。

(3) 上記「1 陳情要旨 (3)」

上記のとおり、現事業者は法及び条例に違反し、児童を死に至らせた(法に定めのある「児童の処遇につき不当な行為」をした)ことから、法第34条の8の3第4項に基づく事業の停止を命じることができると考えるため。

※加えて、東京都のプール等取締条例にも違反していた(同条例第5条第6号並びに同条例施行規則第12条及び別表第二の第一の第10号において、事故が発生したときは、施設の所在地を管轄する保健所長を経由して都知事に届け出ることとなっている)。

ただし、現在学童クラブに在籍している児童の放課後の居場所は継続して必要となることから、現在の学童クラブのスペースを活用して、真に法及び条例を遵守できる別事業者による運営となるよう、事業が停止される前に、別事業者への補助金の交付決定を条件付きで行うべきである。

(4) 上記「1 陳情要旨 (4)」

放課後児童クラブ運営指針解説書の「第4章 放課後児童クラブの運営」の「5. 運営主体」

に、運営主体に変更が生じる場合には、子どもの心情に十分配慮し、かつ、子どもへの影響を最小限に抑える必要がある旨の記載があるため。

(5) 上記「1 陳情要旨 (5)」

現在学童クラブに在籍している児童の保護者の心情として、これほどまでに法や条例に違反している現事業者が運営する学童クラブに、今後も通わせ続けることは、多大な不安、ストレスを抱え続けることとなる。

一方で、小金井市立たまむし学童保育所及びあかね学童保育所の大規模化は、依然として継続している。

よって、市長が陳情要旨の(3)及び(4)を実施しない場合は、陳情要旨のとおり、民設民営学童の新設を求める。

「現メガロス東小金井学童クラブ運営事業者への補助金交付の停止等及び
同事業者における事業の停止命令等を求める陳情書」に賛同する署名簿

【陳情要旨】

- 1 市長は、令和7年度までに現事業者へ交付済みである、小金井市民設民営学童保育所運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を取消し、返還命令を行うこと。
- 2 市長は、令和8年度以降に現事業者へ予定している補助金の交付を停止する、又は、交付決定を取消すこと（既に令和8年度分の補助金を交付している場合は、返還命令を行うこと）。
- 3 市長は、現事業者に対して、メガロス東小金井学童クラブ運営事業（以下「事業」という。）を停止する命令を行うこと。ただし、学童クラブ運営をより適切に実施できると市が認める別事業者に対して補助金の交付を決定し、適切に事業を引継ぐことができる期間を市が定めたうえで、その期間については責任をもって事業を継続することを条件とすること。
- 4 市長は、子どもの心情に十分配慮し、かつ、子どもへの影響を最小限に抑えることができる職員体制（現事業所で雇用している指導員の中で、子どもや保護者から信頼されている者との雇用契約を締結するなど）や開始時期等を条件としたうえで、別事業者に対して補助金の交付を決定すること。
- 5 上記(3)及び(4)を実施しない場合、市長は、小金井市立東小学校及び第三小学校の児童を対象とした、現事業者以外が運営する民設民営学童が今後3年間を目安に新設されるよう、小金井市立くりのみ保育園用地の活用を含めた検討や、事業者への働きかけに尽力すること。なお、新設される民設民営学童への入所については、令和7年4月1日から死亡事故が発生した同年7月28日までに、メガロス東小金井学童クラブ(以下、「学童クラブ」という。)に在籍していた児童及びその兄弟を優先的に入所させること。

【署名】

氏名	住所
[Redacted Signature Area]	